

県民税利子割（県税）

金融機関などから利子等の支払いを受けるときにかかります。

◆納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける利子等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆利子等とは

特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子のほかに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険（保険期間が5年以下のもの、又は5年以内に解約したもの）等の金融類似商品の収益も含まれます。

（注）平成28年1月1日以降に支払われる特定公社債（国債、地方債、公募公社債、上場公社債など）の利子については、県民税利子割の対象から除外され、県民税配当割の対象となっています。

◆非課税

◎障がい者等（身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻である者、寡婦年金を受けることができる妻である者等）に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円
- 少額公債非課税制度（特別マル優）^(※)……………350万円

（※）少額公債非課税制度（特別マル優）は、県民税配当割に対する非課税制度となります。

（注）郵便貯金非課税制度は、日本郵政公社の民営化に伴い廃止されました。平成19年10月1日以降に預け入れされた郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度（マル優）の対象となります。また、平成19年9月30日以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預け入れされた郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

◎勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 }……………あわせて550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

◎障がい者等の非課税の手続き

新たに預入れなどをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類（年金証書、身体障害者手帳など）を提示する必要があります。

◆申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち59.4%に相当する金額が、県内の市町村に対し交付されます。